

意 見 書

平成16年8月13日

総務省 総合通信基盤局  
電波部 電波政策課 御中

郵便番号	150-8001
(ふりがな)	とうきょうとしぶやくじんなん
所在地	東京都渋谷区神南2-2-1
(ふりがな)	にっ ぽん ほう そう きょう かい
名 称	日 本 放 送 協 会
(ふりがな)	え び さわ かつ じ
代表者氏名	海 老 沢 勝 二

「電波有効利用政策研究会 最終報告書案（案）」に関し、別紙のとおり意見を

提出します。

「電波有効利用政策研究会 最終報告書（案）」に対する意見

電波利用社会の一層の発展を目指すためには、デジタル化や電波有効利用技術の開発をはじめ、さまざまな電波有効利用の施策を推進することが非常に重要だと考えます。その意味で、電波の経済的な価値を反映した使用料によって電波の有効利用の促進を図るという考え方自体については、一定の理解ができます。

ただし、電波利用社会全体の発展を図るという観点からは、電波利用料の用途を十分に限定し、負担額に歯止めを設けることが重要だと考えます。特に、最終報告書案で、電波有効利用のための研究開発に関して、「電波の逼迫対策によって安定的に電波を利用できるという利益は、使用料の主な負担者である逼迫地域・帯域の電波利用者に及ぶ可能性が高い」とし、「逼迫対策に電波利用料を充てることは適当」とされている点については、「戦略的」にターゲットを絞って行われる研究開発による利益がこれらの電波利用者に等しく及ぶのかどうか、十分な精査が必要だと考えます。

また、使用料の概念を導入するにあたっては、最終報告書案にも示されているとおり、公共性を十分に勘案することが必要と考えます。

NHKは、放送法に基づき、あまねく日本全国において受信できるよう、豊かかつ良い放送番組による国内放送を行うこと等を目的として設立された法人です。この目的を達成するため、NHKは、全国津々浦々に多数の放送局を設置し、これを維持・運営しています。さらに、放送自体の実施に不可欠なニュース取材や番組中継のために多くの無線局を利用しています。例えば、今年7月の新潟県や福井県における豪雨の際にも、テレビとラジオで、ヘリコプターからの中継等も交えて最新の状況を伝え、被害の予防や軽減に役立つ放送に努めました。

あまねく全国に放送サービスを届け、国民の生命・財産を守るため正確な情報を迅速・的確かつ安定的に提供するというNHKの公共的使命の達成は、電波の利用そのものによって支えられています。NHKの電波利用は、まさに、報告書案にいう「通常の市場活動を超えて」放送法等に規定された責務を果たすためのものであり、電波を利用することによって利益を得る企業活動とはまったく性質が異なります。

最終報告書案では、電波を占有する者の利益に着目し、電波の経済的価値を勘案した使用料を導入して、免許人が電波利用の対価を負担するという考え方が示されていますが、この使用料の考え方をNHKの電波利用に適用することは、基本的になじまないものと考えます。

さらに、NHKは、放送を全国あまねく届けるために、山間部等においてNHK単独で整備した送信機や地元組合と共同で整備した受信施設を年間45億円程度の経費をかけて維持するなど、難視聴対策に取り組むとともに、受信指導や技術相談等の受信サービスに努めています。また、電波の有効利用に資する新しい周波数の開拓や受信環境の改善のための技術開発にも積極的に取り組んでいます。

現在、NHKは、電波有効利用の観点からも大きな意義のある地上テレビジョン放送のデジタル化に全力を挙げて取り組んでおり、送信・送出設備をはじめ、総額4000億円と見込まれる設備整備を進めています。同時に、このデジタル化に必要なアナログ周波数変更対策の費用に充てるため、平成15年度から22年度までの暫定措置として、年間約10.5億円の電波利用料を追加負担しています。

このように、NHKは、受信料財源の中から多大な経費を投じて、電波利用の便益を広く国民に及ぼす放送を全国あまねく届けるよう努めるとともに、電波の有効利用を図ってきています。

電波利用料制度に電波の経済的価値を勘案した使用料を導入する場合であっても、使用料の負担者やその負担額等具体的な制度について検討するにあたっては、NHKが果たしている公共的な役割や受信料によって運営される事業体としての性格等について、十分に勘案されるよう要望します。

以 上